

志摩市活性化計画

三重県志摩市

令和3年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	志摩市活性化計画						
都道府県名	三重県	市町村名	志摩市	地区名(※1)	志摩市地区	計画期間(※2)	令和3年度～令和6年度

目 標 : (※3)

志摩市の地域特性を活かした施設園芸作物であるいちごの産地強化を図り生産量の増加に対応するとともに、甘藷等農産物の加工促進のために施設整備を行うことで農業に関わる雇用の場を確保する。

目標達成の具体的な取り組みについては以下のとおりとする。

- ①地域産物の販売額: 令和4年度から令和6年度までの地域産物の販売額を19,300千円増加
・JA伊勢でのいちご出荷(販売)額を18,100千円増加(現状値から約30%増加) ・ 整備する加工施設での加工品の販売額を1,200千円増加(現状値から皆増)
- ②いちご集出荷及び甘藷等加工施設における雇用人数: 令和4年度から令和6年度までの常勤雇用者及び非常勤雇用者を4人確保
- ③隼人芋購入農家の増加: 令和4年度から令和6年度までの隼人芋購入農家を3戸以上確保

目標設定の考え方

地区の概要:

志摩市は、三重県の東南部である志摩半島に位置し、四季を通じて温暖で恵まれた条件となっており、英虞湾、的矢湾のリアス式の海岸が特徴で、湾内をはじめ、大小の島々も点在する自然豊かな地域になっている。総面積は178.94km²で、全域が中山間地である。

市の基幹作物である稲作を軸とし、温暖な気象条件を活かして、いちご・メロン・ミニトマト・ストック等の施設園芸やタマネギ・甘藷等の露地野菜との複合経営とともに、酪農・養豚・養鶏の専業の経営など、多様な農業経営が行われている。本市の農業構造は、関係者・関係機関の積極的な取り組みにより、担い手の育成・確保や経営規模の拡大など、一部の進展が見られているが、農家の大半が自給的農家であり、農業者の高齢化・担い手不足等が進んでいる。また、農地は、山間谷間と海辺の低湿地等の耕作条件の悪い場所が多いことから耕作放棄が顕著に進行しており、この傾向は今後も続くことが予想される。そのため、農業の担い手の育成と効率的な土地の活用として地域の特産品目の生産強化の推進に努めることが重要であるとの認識を持っている。

現状と課題

1. 担い手不足と耕作放棄地の増加

平成27年の農業センサスによると、農業就業人口のうち、65歳以上の占める割合は76%と高く、担い手不足が深刻となっている。また、総農家数は881戸(対平成22年比20%減)と年々減少しているのに対し、直近5か年の45歳以下の新規就農者は3人と僅かな状況となっている。山間地を中心に、高齢化に加え野生獣被害が深刻となっており、耕作放棄地率は約71%と非常に高く、農業の継続、農地の維持が困難となってきている。

2. いちご産地としての衰退

JA伊勢出荷のいちご農家の状況は、10年前の平成22年には21人だったのが令和2年には9人と約半減しており、それに併せて出荷量も98トンから50トンと大きく減少している。市内では、章姫、かおり野、レッドパールといった品種が作られているが、今後もこの状況が続くとこれまで守ってきたいちご産地としての地位が消滅してしまう恐れがある。

3. 郷土食としての「きんこ」の担い手不足

古くより志摩の郷土食として親しまれてきている「きんこ」も、隼人芋の生産者並びに「きんこ」加工の担い手が減少しており、地域の食文化も守れなくなる状況が近づいている。そのため、生産及び加工技術のある農業者が健在な今のうちから新たな担い手を育成する手立てを講じる必要がある。

今後の展開方向等(※4)

事業実施主体である株式会社ユナイトファームは地域の農業を守るべく、平成31年に設立された農業法人である。いちごの生産を軸に今後5年間の農業経営計画を策定し、令和2年6月に志摩市の認定農業者に認定された。

今後は、いちごの生産拡大、きんこをはじめとする加工品の生産・販売、また、地域における水稻の担い手として地域農業を牽引していく存在となる法人である。

令和3年度以降の事業展開として、

(1) 令和3年度に、国の支援メニューである持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物転換強化事業))を活用し、いちごの生産ハウスの増設を進める。

(2) 農山漁村振興交付金の活用により、いちごの集出荷貯蔵施設並びにきんこ等加工場を整備し生産拡大を図り、特産品目の産地としての地位を守るべく取り組む。

(3) これらの取り組みを通じて、地域における農業の雇用創出・確保、地域産業の活性化に寄与する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
志摩市	志摩市地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	株式会社ユナイトファーム	有	イ	甘藷等加工施設※1棟として整備
志摩市	志摩市地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	株式会社ユナイトファーム	有	イ	いちご集出荷施設※1棟として整備

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
志摩市	磯部地区	持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物転換強化事業))	ユナイトファーム 苺協議会	令和3年度 いちご生産ハウスの新設

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

志摩市地区(三重県志摩市)	区域面積 (※2)	17,894ha
区域設定の考え方 (※3) ①法第3条第1号関係: 本計画区域の総面積17,894haのうち、56.6%(10,130ha)を農林地が占めている。また、全就業者数23,838人のうち、農林漁業従事者が2,204人(農業就業人口:467人、漁業人口:1,737人)で9.2%を占めている。 本市は平成30年6月、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた取り組みを先導的に進めていく自治体である「SDGs未来都市」に選定され、持続可能な地域づくりを目指している。SDGsの17の目標に関わる成果指標などを活用しながら、豊かな自然環境を保全し、御食国としての歴史を持つ持続可能な食材を生み出す農林水産業と観光業の連携を進め、環境・経済・社会の3つの視点から持続可能なまちづくりに取り組んでおり、農林漁業が重要な産業のひとつに位置づけられている。 ②法第3条第2号関係: 本市の人口は、平成17年から平成27年の10年間で約14%減少(58,225人⇒50,341人)しており、人口の減少にあわせて農業就業人口も10年間で約48%(902人⇒467人)減少している。農業就業人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合も約76%(467人のうち355人)となっており、農業就業人口の減少と高齢化の進行が市の活力低下につながっており、定住促進及び地域間交流を促進する施策を講じることが必要であると考えます。 ③法第3条第3号関係: 本計画区域は、市内全域が半島振興地域、有人離島である間崎島及び渡鹿野島が離島振興地域に指定されている。 市内に市街化区域はない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画の目標の達成状況に評価は、以下の方法により実施する。

令和7年度に事業実施主体に次の項目を確認し、評価する。

- ・令和6年度までの各年度の農産物出荷(販売)額
- ・整備施設における雇用人数(常勤及び期間雇用者)
- ・隼人芋購入農家の戸数

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)実施要領の定めるところによるものとする。